

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第12号 GIGAスクール端末の持ち帰りルール見直しの必要性に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 GIGAスクール端末に関する下記の事項について、早期に検討するよう区に働きかけてください。 (1)端末の置き勉化を認めるとともに、荷物が多くなる月曜日・金曜日に極力持たせない、色鉛筆の持ち帰り日も変更するなど、持ち帰る際の工夫点を各学校に通達すること (2)鍵付の充電機能付保管庫等の設置や盗難が起きた場合の保険等、学校における端末の保管ルールを制定するとともに、場所を確保すること (3)自宅PCからの仮想デスクトップを介したChromebookへのアクセスを実現すること (4)将来的に端末を軽量化すること (5)ランドセル以外の軽量なかばんでの通学が可能であることを在学生、新入生に周知すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月11日	1 審査経過 令和5年 6月19日 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 一人一台端末の児童・生徒の実態に応じた持ち帰りをを行うよう各学校へ通知を行うとともに、区のホームページ上に、教材や端末の持ち帰りや、一人一台端末へは自宅のPC等からもアクセス可能であること、ランドセル以外の学用かばんも使用可能であること等を掲載し、保護者への周知を行っている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第24号 放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ推進（インクルージョン）に向けた江東きッズクラブ事業の改善を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 障害等、特別な配慮を必要とする小学生の放課後児童クラブ受入体制を改善するため、江東きッズクラブ事業（B登録）において「放課後児童クラブ運営方針」を遵守するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月25日	1 審査経過 令和5年 6月19日 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 国の放課後児童クラブ運営方針では、障害のあるこどもが利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れることが努力目標とされている。 本区においては、クラブへの通所ができること、クラブの設備で受入可能であること、クラブで集団生活ができること、障害が軽度から中程度であることを要件としており、保育士やきッズクラブ職員、当該児童の保護者から聞き取りを実施したうえで、医師等の専門家による利用審査により、要件を満たすかどうかを判断している。 区としては国の「放課後児童クラブ運営指針」を遵守した上で、可能な限り障害児を受け入れているものと認識している。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 27 号 小学校学区指定見直しに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1) グランエスタの学区指定を見直し、三砂小または五砂小に変更すること (2) (1)が難しい場合、学校選択制度において、元の指定校までの通学距離が約 1,000 メートルと遠いことを踏まえ、何らかの優遇措置を講じること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 29 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 1 9 日 令和 5 年 1 0 月 1 3 日 令和 5 年 1 2 月 1 4 日 令和 6 年 3 月 1 1 日 令和 6 年 6 月 2 0 日 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 収容対策の推計において、第三砂町小学校は、複数のマンション計画により学級数が利用可能教室数と同数に達する見込みとなっていること、第五砂町小学校は、学区内の居住者のみで学級数が利用可能教室に達する見込みとなっているため、通学区域の変更は困難と考えている。 (2) 第三砂町小学校、第五砂町小学校ともに、収容状況の大きな改善が見込まれていないため、学校選択上の優先措置を設定することは難しい状況であるが、今後の収容状況の変化に応じて、学校選択制度の中でできる限り受入れが可能となるよう努めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 37 号の 2 給食への有機食材導入に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1) 幼稚園、小中学校における給食への有機食材導入を区の重点取組項目に据え、具体的な数値目標を立てること (2) (1) の実現に向けた検討部隊を設置し、また、その下に公募区民を交えた審議会を設置すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 29 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 1 9 日 令和 5 年 1 0 月 1 3 日 令和 5 年 1 2 月 1 4 日 令和 6 年 3 月 1 1 日 令和 6 年 6 月 2 0 日 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 有機食材やオーガニック食材については、必要量、価格、商品規格等において、学校給食における大量調理に適さない面があり、多くの学校で導入していくことは困難であるが、献立作成基準において旬の食材や有機農産物を積極的に使用することとしており、できる限り取り入れるよう努めていく。 (2) 毎年度、実施している学校給食実態調査結果を全校で共有することで有機食材を使用する重要性については、共通の理解がなされているとともに、価格や物価高騰の状況、限定されている流通量など導入困難な原因が明らかなため、審議会を設置する予定はない。	◎参 考 (厚生委員会付託分) ・保育園における給食への有機食材導入を区の重点取組項目に据え、具体的な数値目標を立てること ・実現に向けた検討部隊を設置し、また、その下に公募区民を交えた審議会を設置すること

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 41 号 小中学校の女子トイレ個室に生理用品の設置を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために小中学校の女子トイレ個室に生理用品を設置するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 30 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 19 日 令和 5 年 10 月 13 日 令和 5 年 12 月 14 日 令和 6 年 3 月 11 日 令和 6 年 6 月 20 日 令和 6 年 10 月 10 日 令和 6 年 12 月 9 日 令和 7 年 3 月 11 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている 児童・生徒が生理用品を確保できない背景には、経済的な事情以外にもネグレクトや心身の問題などがある可能性もあることから、養護教諭等が家庭や心身の状況を聞き取る機会の確保や成長過程において必要となる生理用品を準備・携行することの重要性の認識の妨げにならないよう、区立学校では保健室に生理用品を常備し、申出のあった児童・生徒に直接渡すことを基本としている。 なお、児童・生徒との対話によりトイレに生理用品を設置した学校がある一方、保健室の設置で問題ないとの児童・生徒からの意見もあるため、今後も児童・生徒との対話を続けていく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第49号 こどもたちの安心で健康な食の充実と発達を支えるために、小・中学校の給食費を、ただちに無償にするよう求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1) 小中学校の給食費を直ちに予算化し、公費負担で無償化すること (2) 国及び都に対し、学校給食費を負担するよう要請すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日	1 審査経過 令和5年 6月19日 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 令和5年6月の本会議において、令和5年10月以降の給食費を無償化することが議決されているため、それまでの納付分については、保護者に返還する予定はない。 (2) 学校給食費無償化については、国が行うべきものであるとの考えのもと、特別区長会や特別区議会議長会において、国や都に対し、すでに財政支援を求める要望をしており、令和6年度より東京都からの2分の1の補助が開始となっている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第62号 義務教育における領土教育に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)義務教育のこどもたちに自国の領土、領海、領空の意識づけをしっかりと教育すること (2)趣旨1のために公共施設である「領土・主権展示館」への社会科見学を実施すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月20日	1 審査経過 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 領土教育については、小学校、中学校ともに、社会の地理的な分野において、学習指導要領の内容に基づき適切に行っている。 また、領土・主権展示館の社会科見学については、各学校が学習内容に沿った見学場所を学校ごとに決定して実施するものと認識している。領土・主権展示館については、令和5年8月22日付、内閣官房領土主権対策企画調整室より、領土主権に関する教育・啓発に係る各種取組についての通知があり、領土・主権展示館における児童・生徒向け校外学習プログラムの周知、及び領土主権に関する教育のためのウェブコンテンツ集の周知について、各学校に通知し、社会科見学や調べ学習での活用を呼び掛けている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第71号の2 LGBT理解増進法の慎重な運用を 求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 2 学校での教育や啓発に当たって は、当事者の思いを聞き、様々な立場 からの指摘を取り上げ、慎重に審議す ること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月23日	1 審査経過 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 学校では、人権教育の目標を達成すべく教育活動全体を通して人権 教育を行っている。 また、多様性の教育は、性に関することのみならず、人種、国籍、 性別、障害、文化、宗教などの様々な違いを受け入れ、互いに認め合 うための配慮や考え方、行動を促すものであり、学校は公教育を担う ものとして主体性を持って人権教育に取り組み、特定の主義主張に偏 ることなく教育の中立性を確保することが重要だと捉えている。	◎参考 (企画総務委員会付託分) 1 公共施設におけるトイレの利 用や設置に当たっては、当事者 の思いを聞き、様々な立場から の指摘を取り上げ、慎重に審議 すること

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第72号 学校給食へのオーガニック食材導入に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1) 遺伝子組換え食品の使用をやめること (2) ゲノム編集食品の使用をやめること (3) 学校給食でオーガニック食材を使用すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月23日	1 審査経過 令和5年10月13日 令和5年12月14日 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 献立作成基準において、遺伝子組換え作物とその加工品については、使用を禁じている。 (2) 学校給食では一般流通品を使用することが原則となっているため、ゲノム編集食品は使用しておらず、国の安全の評価などを注視していく。 (3) オーガニック食材については、必要量、価格、商品規格等において、学校給食における大量調理に適さない面があり、多くの学校で導入していくことは困難であるが、できる限り取り入れるよう努めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学校施設課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 90 号 区立小中学校のプールに屋根設置を 求めることに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 区立小中学校のプールに屋根を設置 してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 1 2 日	1 審査経過 令和 5 年 1 0 月 1 3 日 令和 5 年 1 2 月 1 4 日 令和 6 年 3 月 1 1 日 令和 6 年 6 月 2 0 日 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 プールに屋根が設置してある学校は 2 校あり、屋外プールのある学 校については、プールサイドの日よけ及びプールサイドの目隠しを各 校に設置している。プールの水温確保等の目的から屋根が設置されて いないものが基本であり、また学校敷地の大きさ等から校舎の上階に 設置されたものが多く、後から屋根を設置することは建築基準法等の 適合が構造上困難である。 改築計画にあたっては、プールサイドに目隠しやひさしを設置して 視線の遮蔽や暑さ対策に考慮した設計を進めている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 91 号 学校図書館司書の全校配置に関する 陳情 2 請願・陳情の趣旨 学校図書館司書を全校に配置するよ う、区に働きかけること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 12 日	1 審査経過 令和 5 年 1 0 月 1 3 日 令和 5 年 1 2 月 1 4 日 令和 6 年 3 月 1 1 日 令和 6 年 6 月 2 0 日 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている 学校司書の配置については、小学校は平成 23 年度から、中学校は 令和元年度から実施しており、現在、小学校・義務教育学校前期にお いては週 1 回、大規模校においては週 2 回、中学校・義務教育学校後 期においては週 1 回、学校司書を業務委託により配置している。 また、配置後は児童・生徒一人当たりの図書貸出冊数も増加傾向に あるため、現行体制を維持していく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学校施設課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第7号 小名木川小学校校舎建て替えに伴う 児童の仮校舎への通学に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 小名木川小学校校舎建て替えに伴う 大島仮校舎への児童の徒歩通学につ いて、児童の安全と負担を考慮し て、なかよし学級、1・2・3年生 はバス通学としてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年2月13日	1 審査経過 令和6年 3月11日 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 工事の状況は、令和7年1月より解体工事に着手し、現在解体工事 を実施中である。 改築・改修に伴う仮校舎までの通学方法については、対象となる学 校の学区が仮校舎の中心から2km以内の場合は徒歩通学とし、2 kmを超える場合はバス通学としている。 小名木川小学校の改築事業については、大島仮校舎まで徒歩通学を 実施することとし、仮校舎への安全な徒歩通学の実施のため、通学路 に児童通学案内等業務従事者を重点的に配置するなど安全策を図って いくこととしており、引き続き工事現場周辺の安全確保及び安全な仮 校舎への通学を実施する。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 庶務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第24号 東京都東部地区に特別支援学校増設を求める意見書の提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 特別支援学校の増設を求める意見書を都に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年5月30日	1 審査経過 令和6年 6月20日 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 都では東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定し、特別支援学校の規模と配置の適正化を行う旨を定め、多様な方法を用いて教育環境の改善を図っている。都は6年度末に第三次実施計画を策定予定であるが、特別支援学校は東部地区を含め都内全域のバランス等を見ながら配置されていくものと考えている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 25 号 教育現場でこどもの生命または身体、財産に重大な被害が及んだ場合において国の指針に従い調査委員会を設置し教育環境の改善に努めこどもの権利・尊厳を守ることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1)「安全な教育環境で学び、健やかに育つこどもの権利」が脅かされた場合、重大事態として認定し、厳正なる行政対応を取ること (2) こども家庭庁及び文部科学省の定めるガイドライン・指針に真摯に対応すること。特に、指針に沿って第三者による事故調査委員会の詳細調査について行政側の独断で拒否することなく、被害者の人権を守るべく調査の要望に応え、同時に調査によって江東区教育環境の安全性の可視化を区民の利益のために行うことを要望する。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 5 月 31 日	1 審査経過 令和 6 年 6 月 2 0 日 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 区の特別検査は、要綱において、「対象施設が法に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、運営等に重大な支障を及ぼすと認めるときなどに実施する」ものとしている。本件事故は、既に一般検査において、日常的な安全点検の状況、事故防止マニュアルの確認、また、幼稚園における事故の要因分析などについても確認しているため、現時点では特別検査を実施する予定はないが、捜査機関の進捗状況などにより要綱の要件に該当した場合は特別検査を実施する。 (2) 文部科学省「学校事故対応に関する指針」における詳細調査については、死亡以外の事故は、保護者の意向も踏まえ幼稚園の設置者が必要と判断したとき調査対象として、まずは基本調査を行い、その基本調査を踏まえ、幼稚園の設置者が第三者委員会による詳細な調査へ移行するかを保護者の意向に配慮しつつ判断するとされている。また、再発防止策を講じることができる場合も詳細調査へ移行しない判断ができるとされている。 区として、幼稚園の設置者が今後、詳細調査を実施する場合には、必要に応じて支援・助言を行っていく。なお、必要な再発防止策の検討を行う検証委員会の設置については今回の事故については該当しないと判断している。 また、こども家庭庁「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」における事故報告書については報告書の内容修正を調整中である。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 江東図書館

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第28号 区立図書館における書籍についての陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 1 区立図書館にある、「LGBTQ+」、「多様性」、「トランスジェンダー」、「ジェンダーアイデンティティ」、「ジェンダーフリー」等の単語を含む書籍を、児童向けコーナー及びヤングアダルトコーナーの棚から一般図書の棚に移動すること 2 上記趣旨1の単語が含まれていない書籍でも、内容が主にLGBTQ+に関連性のあるものについては、内容を精査して移動すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年6月3日	1 審査経過 令和6年 6月20日 令和6年10月13日 令和6年12月14日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 LGBTを含む性的マイノリティに関する図書については、区立図書館12施設の児童向けコーナー及びヤングアダルトコーナーで配架している。 区立図書館における資料については、江東区立図書館資料収集方針に基づき収集しており、児童用資料は、子供の発達段階に応じた適切な表現や正確な記述により、子供の感性や創造力、想像力を豊かにする資料を選定しており、青少年向き資料は、よりよく生きていくために指針となる資料を選定している。 有害な図書を収集しないことはもちろんだが、様々な種類の図書館資料を誰もが閲覧できるようにすることは図書館の使命でもある。 このことから、収集や配架について、現在も適切に対応しており、性的マイノリティに関する図書について、一般図書に移動する必要はないと考えている。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 54 号 区内学校給食の残留農薬検査を求め る陳情 2 請願・陳情の趣旨 学校給食で出される食材について、 残留農薬の検査をするよう、区に働き かけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 9 月 10 日	1 審査経過 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている (1) 学校給食で使用する食材については、大量かつ安定的に納入される 必要があるため、一般流通品を使用することを基本としている。 (2) 国内の農産物については、農林水産省において残留農薬が基準値を 超過することがないように定めており、その状況について調査が行われ ているほか、各都道府県において、監視指導計画を定め、残留農薬等 検査を実施している。 (3) 輸入品については、国の検疫所において検査が実施されていること から、学校給食に使用している食材の安全性は確認されているものと 認識しており、区独自で検査を実施する考えはない。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第56号 学童保育・教育の充実を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について区に働きかけてください。 (1)学童クラブ機能が必要なこどもは、全て江東きッズクラブB登録で受け入れできるよう拡充すること (2)江東きッズクラブB登録を6年生まで利用できるようにすること (3)学校外きッズクラブを増設し、不登校や行き渋りの児童、その他配慮を要する児童が通学校外のきッズクラブへ登室できる選択肢を増やすこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日	1 審査経過 令和6年10月10日 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (1)保留児童の解消に向け、小学校で校舎の増改築が見込まれる場合に必要育成室面積の確保に取り組んでいくほか、必要に応じて学校と協議していく。 (2)学校内のクラブにおいて引き続き保留児童の発生が見込まれるため、当面は放課後児童クラブの必要性が高い低学年児童への対応に取り組んでいく必要がある。 (3)学校外きッズクラブは受け入れ枠に比較的余裕があるため増設の必要性は低いと認識している。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第61号 区立中学校生徒 TGG (TOKYO GLOBAL GATEWAY) 参加に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区立中学校の全生徒が、TGG (TOKYO GLOBAL GATEWAY) プログラムに毎学年参加できるよう、予算措置を講じていただきたくお願い申し上げます。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年11月18日	1 審査経過 令和6年12月 9日 令和7年 3月11日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 本区では児童・生徒が英語に触れ、英語で話す機会を増やすために小学校第1学年からALTを導入したり、英語教育推進委員会による授業改善を行ったりして英語教育を推進している。 TGGは、区内の全小学校5年生が令和3年度より活用しており、英語を使った交流を行っている。中学生のTGGでの体験実施など英語に触れる機会の取組の充実に向けては、より質の高いプログラムも用意されており、実施の効果は高いことから、中学校全校での実施について、引き続き検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 64 号 江東区立元加賀幼稚園の今後のあり方に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 元加賀幼稚園を 3 年保育にするとともに、預かり保育、こども園化など、サービス拡充を図るよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 11 月 19 日	1 審査経過 令和 6 年 1 2 月 9 日 令和 7 年 3 月 1 1 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている 元加賀幼稚園での 3 年保育及び預かり保育については、これまで私立幼稚園が担ってきた歴史的背景や区立幼稚園での実施が経営に影響するため、私立幼稚園やそこに通園している方への配慮から慎重に検討してきた結果、実施していない。 また、認定こども園への転換については、令和 3 年度の基本方針改定において、待機児童が解消されていることから、検討を取りやめることとしており、考え方に変更はない。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 65 号 江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針の練り直しを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 区民の意見を十分に聞き、「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針（令和 6 年度改定版）」を練り直すよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 11 月 19 日	1 審査経過 令和 6 年 12 月 9 日 令和 7 年 3 月 11 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている 今回の基本方針改定は、財政面の理由だけではなく、少人数化した幼稚園では求められる幼児教育への期待に応えられないことから改定するものである。また、これまで行財政改革計画に基づき、教育委員会や文教委員会、保護者や地域の説明会、パブリックコメントなどで意見を聞きながら丁寧に進めてきたが、適正配置による様々な懸念やご意見を十分に検討し、今後の基本方針の見直しにおいて反映していく。	

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 67 号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 (1) 小中学校における学校給食の牛乳について、飲むことによる体調不良（乳糖不耐症、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童・生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすること。 (2) アレルギーが理由の場合は、診断書の提出を毎年求めず、卒業まで継続して牛乳を停止できるようにすること。 (3) 趣旨(1)(2)を実施する際には、毎年保護者に通知されるようにすること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 12 月 9 日	1 審査経過 令和 7 年 3 月 11 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている 学校給食は、学校給食法に基づき実施され、法に定義されている完全給食には牛乳が含まれている。また、学校給食実施基準において、1 日のカルシウム摂取量の 50%を学校給食で摂取することが示されており、カルシウム補給源として最適な牛乳の提供は基本であると考えている。 一方で、牛乳の摂取により体調不良となる児童・生徒に対しては、牛乳の購入を停止するなど各学校にて個別に対応している。 また、学校におけるアレルギー疾患対応は、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に基づき、児童・生徒の個別の症状等を正しく把握するため、毎年、医師の作成する学校生活管理指導表の提出が必要である。	